

教育現場及び実践現場における二層の実習指導体制に関する研究

- 社会福祉士法成立前・後における実習指導上の諸問題に焦点をあてて -

城西国際大学 小川 智子 (会員番号 005659)

キーワード：社会福祉士養成教育、実習指導体制、指導の困難性

1. 研究目的

2007年に社会福祉士法及び介護福祉士法(以下、社会福祉士法)が改正され、社会福祉士の受験資格を付与する教育現場ならびに実践現場にも、実習指導を担う者に対する要件が明確に定められた。その指導目的は、高い実践能力を持つ、専門職養成である。これを機に、実習指導の質をあげることが教育現場ならびに実践現場にとって喫緊の課題となっている。この改正後の二層の実習指導体制は、多くの期待が寄せられることになっており、二層の協働体制を稼働させるためには、これまでの教育現場と実践現場の抱える課題について見直す必要が認識されるようになった。

これまで教育現場と実践現場との協働体制を構築し、実習指導を双方で進めてきた実績を持つ教育現場もある一方で、実践現場側に実習指導を全面的にゆだねているという批判があったことも否めない。実習教育は、社会福祉士法成立前から実施されていて、歴史的な経過の中で、諸課題に対応してきたが、現在もなお、実習指導体制には、多くの困難性が見られる。これを解決することが課題とされている。

そこで本研究では、文献研究を通して社会福祉士法成立前・後の実習指導体制の困難性に焦点をあて、実習指導体制の稼働に伴う諸課題を明らかにし、今後の実習指導体制のあり方について考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

文献調査により、社会福祉士法制定以前から社会福祉士法制定後10年間を対象とした実習指導体制における困難性を分析した。対象とする文献は、『ソーシャルワーク研究』(1975年~1997年)である。この文献は、創刊時からソーシャルワークの専門性について、実践現場、教育現場など多角的な視点を取り入れたものである。掲載されている実践報告などを含む論文808本から、社会福祉士養成教育、実習教育、実習スーパービジョンについて論じられている56本を抽出し、さらに実習指導体制の困難性が含まれている17本を分析対象とし、その中の困難性に関する85文節を抽出した。

本調査のリサーチクエスチョン：社会福祉士法成立前・後における実習指導体制の困難性の種類やシステムはどのような部分で異なるのか、何が影響要因としてあるのか。

分析枠組みは、実習指導の一連の過程、すなわち、準備、展開、評価を把握するために、プログラム評価に含まれている「ロジックモデル」(安田・渡辺2008)を援用した。抽出した85文節に関して、インプット(投入資源)、アクティビティ(活動)、アウトプット(活動の結果)、アウトカム(活動の個人的な成果)、インパクト(長期的な成果)で構成される5項

目の分析尺度で、内容分析を行った。次に、困難性を主体別に12のシステムで分類した。このシステムは、「実習生指導の枠組み（FKグリッド）」（福山2008）を参照し、実習生・学生、対象者（利用者及び家族）、専門家、実習指導者、実践現場、専門性、社会資源及び制度、地域社会、専門家集団、実習担当教員の10個のサブシステムに、教育現場、協働体制の2個を追加した。

3. 倫理的配慮

本研究は文献に基づく研究であり、日本社会福祉学会が定める「研究倫理指針」遵守し、本研究で参考とした文献の使用に関し倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

社会福祉士法成立前・後における実習指導体制の困難性の内容を分析した結果、困難性の質に以下の相違がみられた。

主に、実習準備期に実習生のサブシステムに関して異なる困難性がみられた。社会福祉士法成立前の実習生サブシステムでは、実習に関するモチベーション不足、実習に関して明確な志向性が不十分であることが困難性として挙げられた。社会福祉士法成立後の実習生サブシステムでは、実習生の人格や感性、核家族で育つ環境、競争社会の中で成長してきたことがその困難性として挙げられていた。

また、社会福祉士法制定前では、実習を遂行するための基準に関して各養成校に格差があり、指導も実践現場に一任されていた。そのため、実践現場から求められる実習を行うための基準は、実習生個人が責任を持つことが期待されていたと考えられる。一方で、社会福祉士法成立後では、一定の実習基準が示されたことから、実習生に関する基準の枠組みに含まれていない部分、例えば、資質や生育歴、対人関係の質などが困難性として提示されていた。その他、困難性の質の異なりは、教育現場、実習指導者のサブシステムでも見られた。

以上、社会福祉士法制定後、実習指導に関して、一定の基準が設けられたことで、教育現場と実践現場は、それぞれ実習生に対する教育成果の質を保証することに取り組むようになったと考えられる。一方、この取り組みについての困難性は、個々の実習生、実習指導者、教員などそれぞれマイクロレベルでの実習指導の成果に焦点が当てられており、メゾレベルの実習指導の相互作用からなる実習指導体制の稼働への取り組みとしての困難性は議論されていなかったことから、この2層の協働体制を強化させるための取り組みの課題を検討する必要があると考えられる。

参考文献

前田ケイ（1980）「80年代に望まれるソーシャルワーク教育」『ソーシャルワーク研究』 Vol.6 No1 p2-7、牧野田恵美子（1989）「大学における社会福祉実習教育に問われているもの」『ソーシャルワーク研究』 Vol.15 No1 p7-10、（社）日本医療社会事業協会監修（2008）『新医療ソーシャルワーク実習 社会福祉士などの養成教育のために』、川島書店、安田節之・渡辺直登（2008）『プログラム評価研究の方法』 新曜社、社団法人日本社会福祉士養成校協会編（2009）『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』中央法規